

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

〔中止〕

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	滑川町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.namegawa.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/koseki_juminhyo_inkantoroku/mynumber_denshishinsei_jukinet/1502.html">http://www.town.namegawa.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/koseki_juminhyo_inkantoroku/mynumber_denshishinsei_jukinet/1502.html</a>

執行機関名 滑川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第18の項 就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)	滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助費(以下「援助費」という。)を支給し、義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	滑川町就学援助費支給要綱による就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)第2条第4号、第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)第2条第5号、第3条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ	滑川町就学援助費支給要綱(平成18年3月20日教委告示第2号)第2条第3号、第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--